

平成27年度事業計画

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

我が国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続いており、各種政策の効果から、緩やかに回復していくことが期待されるが、海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。政府の経済再生と財政再建を実現するための経済対策に期待が寄せられている。

不動産業界においては、4月より『宅地建物取引士』へ名称が変更され、社会的地位が向上する一方で、不動産業に従事する者については、更なる専門的知識の修得が求められている。

このような状況の中、全国9地区の不動産公正取引協議会では、消費者庁、公正取引委員会、国土交通省をはじめとする関係行政機関との連携を図り、不動産広告のより一層の適正化及び規約違反広告への適切な対応を行っていく。

当協議会においては、不動産事業者や賛助会員からの問い合わせに随時対応するとともに、事業者が不動産広告の誤認による一般消費者とのトラブル及び広告上の苦情を受けることがないように、誤認されない適正な不動産情報の提供に努めるため、①規約違反の未然防止に向けた、加盟事業者並びに賛助会員に対する公正競争規約の更なる周知徹底、②規約違反被擬事案への迅速且つ適正な対応を、引き続き重点事業として進める。また、最近の傾向であるブログやツイッター、フェイスブックといった、インターネット上のソーシャルネットワークに関する違反広告についても、事業者に対し啓蒙を図り、より効率的かつ有効的に当協議会諸事業を実施していくための研究に取り組んでいく。

以下、平成27年度事業計画を策定し、各種諸事業を実施する。

1. 広報関係

(1) 研修会等の実施について

①加盟事業者対象の公正競争規約普及研修会

公正競争規約の普及啓発を図り、一般消費者に対する適正な不動産情報の提供を推進するため、規約の理解を促し、最近の違反広告事例・具体的な相談事例等を中心とした研修会の開催を、所属構成団体等と連携し実施していく。

②賛助会員に対する研修会

適正な不動産広告の作成を促すとともに、賛助会員が不動産業者へ正しい規約解釈に基づいた広告提案が行えるよう、業務への活用・違反広告の未然防止を目的とした賛助会員対象の研修会を開催する。

③新規入会事業者に対する公正競争規約普及研修会

所属構成団体で適宜、公正競争規約普及の新規入会事業者に対する研修会を開催する。

(2) 賛助会員への加入促進について

広報誌、ホームページ等を利用した賛助会員の紹介を勧めるとともに、不動産事業者からの広告作成に関する相談・問い合わせの際には積極的に賛助会員の利用を勧めていく。また、未加入の広告代理店・印刷会社等からの問い合わせ等があった場合についても、柔軟に対応すると共に、協議会事業の理解を勧める為、研修会の受講を勧めるなどの加入促進を図っていく。

(3) 広報誌「東海公取協」の発行等について

- ①広報誌について、協議会の事業内容や規約の解説、違反事例等を紹介するなど、充実した内容になるよう検討し、発行する。
- ②規約改正等、時事的な事項があれば、所属構成団体発行の機関誌への記事提供を積極的に行っていく。

(4) ホームページの有効活用について

資料のダウンロードや相談事例Q&Aの掲載、被疑違反広告の通報の呼びかけなど、ホームページを充実させ、活用していく。

(5) 公正表示ステッカーの店頭掲示の促進について

加盟事業者の規約に対する遵守意識を喚起し、消費者が適正な不動産情報を提供する事業者を判断する際の目印となる、加盟事業者の「公正表示ステッカー」の店頭掲示を促進していく。

2. 調査指導関係

(1) 本部・地区調査指導委員会（業務）について

- ①規約違反被疑事案の受付及びその処理については、「調査指導委員会運営規程」等を遵守し、迅速且つ適正な対応に努める。
- ②各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題点について相互に協力し、各地区において措置の判断基準に差異が生じないように努める。
- ③規約違反の再発防止の観点より、一定以上の措置を受けた加盟事業者を対象とした義務講習会を実施していく。

(2) 事前相談業務について

加盟事業者、賛助会員等からの不動産広告についての質問、広告制作にかかる相談に積極的に応じ、規約違反広告の未然防止に努める。

(3) 賛助会員登録制度の充実

賛助会員登録制度について、できるだけ賛助会員に登録番号を広告上に記載するよう奨め、万一、規約違反があった場合は、同じ違反をしないよう賛助会員にも違反内容を告知するなどして、制度の更なる充実を図っていく。

(4) インターネット広告への対応

スマートフォン等モバイル機器の急速な普及により、ブログやツイッター、フェイスブックといった、インターネット上のソーシャルネットワークに関する相談は年々増加傾向にあり、引き続き「ブログなども不動産広告にあたる場合がある」といった認識を十分に浸透していくよう、インターネット広告に対する周知活動に力を入れていく。また、おとり広告や不当表示等にならないために「情報登録日等」及び「次の更新予定日」の表示等の徹底など、構成団体と連携し、研修会等を通じた加盟事業者や賛助会員等への周知を行い、規約違反広告の未然防止に繋げていく。

(5) 他地区不動産公正取引協議会等との連携について

規約運用に関し、他地区不動産公正取引協議会と足並みを揃え、措置の平準化を進めるとともに、不動産公正取引協議会連合会・消費者庁・公正取引委員会等との連携強化に努める。

3. 総務関係

(1) 総会及び理事会等の開催

①第49回定期総会を次のとおり開催する。

日 時 平成27年6月19日(金) 午後3時30分より

場 所 キャッスルプラザ

②理事会については、必要に応じ適宜(年2回程度)開催する。

③総務・広報・調査指導委員会については、それぞれ必要に応じ適宜(年1回から2回程度)開催する。

(2) 不動産公正取引協議会連合会通常総会の開催

本年度は、(一社)九州不動産公正取引協議会が幹事となり、開催される予定。

(3) 渉外関係

①関係行政官庁との連携について

消費者庁及び公正取引委員会、また、東海4県の関係行政官庁との連携を密にして、指導体制の充実を図り不当表示の排除に努める。

②不動産公正取引協議会連合会等との連携

不動産公正取引協議会連合会及び一般社団法人全国公正取引協議会連合会と連絡を密にし、共通の問題等について情報提供・意見交換を行い、相互に協力して公正競争規約の運用に資することとする。

(4) 組織のあり方の研究

本協議会が継続的に諸事業を実施していくため、必要に応じて財政基盤の検証や諸規則の変更等の対応を図る。その他、将来的な当協議会のあり方を見据え、他地区不動産公正取引協議会の動向など、情報収集に努める。